

令和8年9月30日

専決処分の報告について

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 30 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 9 月 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

4, 2 7 3 円

2 和解の相手方

鈴鹿市外

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 6 月 2 7 日、石薬師町地内の市道花川西能褒野線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの